

群馬県ソフトボール協会規約 内規

(目的)

第1条 群馬県ソフトボール協会規約第25条の定めるところにより、円滑な運営をはかるために次の内規を定める。

(役員を選出基準)

第2条 規約第6条の役員選出基準は次のとおりとする。

(1) 理事

	支部選出	代表	14名
日ソ協登録	クラブチーム		各1名
々	実業団チーム	代表	各1名
々	大学連チーム	代表	2名
々	高体連チーム	代表	2名
	中体連チーム	代表	2名
日ソ協登録	小学生チーム	代表	2名
々	エルデストチーム	代表	1名
々	エルダーチーム	代表	1名
々	レディースチーム	代表	1名
々	一般男子チーム	代表	1名
々	壮年チーム	代表	2名
々	実年チーム	代表	2名
々	シニアチーム	代表	1名
	マネージメントコーチ		1名
	会長推薦		15名以内

(2) 常務理事(上記理事のうち)

支部選出理事	14名
日ソ協登録チーム代表	2名 (男女各1名)
各専門委員会・特別委員会代表	15名 (以内)
大学連代表	1名
高体連代表	1名
中体連代表	1名
小学生代表	1名
マネージメントコーチ	1名
事務局長	1名
事務局次長	1名
幹事	2名

(3) 副理事長(上記理事のうち)

理事長推薦	若干名
日ソ協登録チーム代表	1名
支部選出理事代表	1名
教育機関代表	1名

(その他の役員)

第3条 日本協会・関東協会・県スポーツ協会等への派遣役員は、理事長に諮り会長が委嘱する。

(支部協会の構成)

第4条 規約第5条4項による、各支部に関する規程を、次のとおりブロックに分ける。

2 各支部は、郡市単位とする。

3 運営を円滑にするために、次のとおりブロックに分ける。

(1) 東毛/01館林 02邑楽 03太田 04桐生 (3) 西毛/ 08高崎 09藤岡 10富岡 11安中

(2) 中毛/05みどり 06伊勢崎 07前橋 (4) 北毛/ 12吾妻 13渋川 14沼田

4 支部は本会の規約に準拠して、支部規約及び役員を定め本会に届出しなくてはならない。

(附則)

第5条 この内規は平成4年3月7日より施行する。

- 平成8年3月2日 一部改正 (役員を選出基準)
- 平成10年2月28日 一部改正 (専門委員会の新設に伴う常務理事の増員)
- 平成12年3月13日 一部改正 (専門委員会の増減に伴う常務理事の変更)
- 平成14年3月7日 一部改正 (常務理事及び理事の増減員)
- 平成15年3月6日 一部改正 (用語の訂正及び理事の増員)
- 平成16年5月19日 一部改正 (常務理事の増員)
- 平成24年3月15日 一部改正 (役員選出基準他)